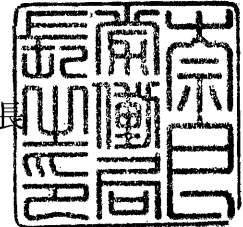


奈労発基1120第2号

平成27年11月20日

各団体の長 殿

奈良労働局長



化学物質に係る法令改正の周知協力依頼について

日頃から労働行政の推進に御理解・御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、労働安全衛生法の一部を改正する法律（平成26年法律第82号）に基づき、「化学物質等による危険性又は有害性等の調査等に関する指針」が制定され、平成28年6月1日から適用されることとなっています。

本改正の趣旨は、人に対する一定の危険有害性が明らかになっている化学物質について、起こりうる労働災害を未然に防ぐため、事業者及び労働者がその危険有害性を認識し、事業者がリスクに基づく必要な措置を検討・実施する仕組みを創設するものです。（別添1、別添2）

また、平成27年8月12日に公布された労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令（平成27年政令第294号）及び9月17日に公布されました労働安全衛生規則等の一部を改正する省令（平成27年厚生労働省令第141号）により、ナフタレン及びリフラクトリーセラミックファイバーを特定化学物質とする等の改正が行われ、平成27年11月1日から施行されています。（別添3、別添4）

つきましては、貴団体におかれましても、この趣旨を御理解いただき、傘下会員事業場等に対し、別紙1～3の周知用リーフレットを活用するなどにより、化学物質に係る法令改正の周知に御協力を賜りますようお願い申し上げます。

おって、当局から、一定人数以上の労働者を使用する事業場に対して、別添5のとおり点検を依頼しているの、貴団体におかれても了知の上、傘下会員事業場等に対する協力依頼を行っていただきますようお願い申し上げます。

担当：奈良労働局健康安全課（☎0742-32-0205）

※別紙1～3の周知用リーフレットをご所望の場合には、ご連絡をお願いいたします。

ただし、部数によってはご希望に添えない場合がありますので、予め御容赦下さいますようお願い申し上げます。